

1 原子力災害対策指針等でのUPZ外の取扱い

- 放射性物質の拡散状況は実測により把握し、予測手法は使用しない。
- モニタリングは国が主体的に実施し、原子力事業者が支援する。

	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	原子力事業者	-	-	-
	地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態用避難者の避難準備への協力
緊急事態	原子力事業者	-	・緊急時モニタリングの準備のための調整	-
	地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受け入れ ・避難準備への協力
緊急事態	原子力事業者	-	・緊急時モニタリングの準備・支援	-
	地方公共団体	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受け入れ ・避難準備への協力
緊急事態	原子力事業者	-	・緊急時モニタリングの実施・支援	-
	地方公共団体	・住民等への情報伝達	-	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備への協力
緊急事態	原子力事業者	-	・緊急時モニタリングの実施・支援	-
	地方公共団体	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施・支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備への協力を要請

※ 仮に重点区域の想定を超える大規模な放出があった場合は、屋内退避の指示をUPZ外の一定の範囲に拡張して対応。

※ 発電所敷地内や敷地境界で観測される空間放射線量率の変化など放射源に近い施設側の状況変化に基づき防護範囲を判断する。（予防的に同心円を基礎）

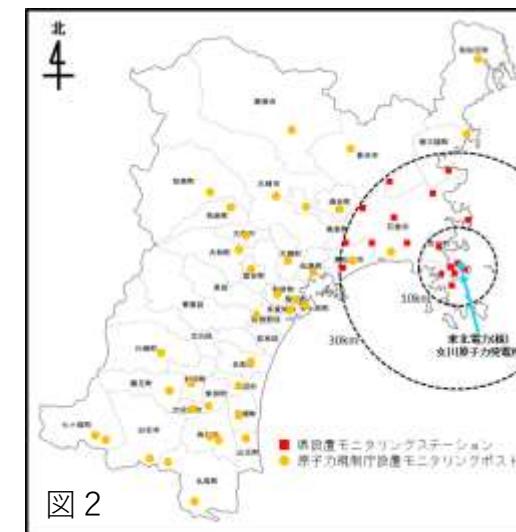
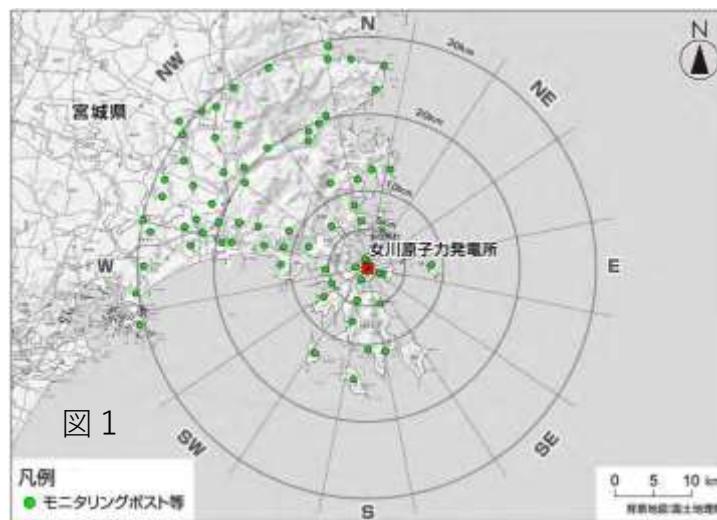
2 本県内におけるモニタリングの現状

【平常時】

- 女川原子力発電所周辺30km圏内に設置したモニタリングステーション及び緊急時モニタリング用として設置した固定局において放射線を測定。（図1）
- 30km圏外については、原子力規制庁が固定局（環境放射能水準調査及び福島第一原発事故後の設置局）において放射線を測定。（図2）

【緊急時】

- 30km圏内は、県が「宮城県緊急時モニタリング計画」に基づき、固定局のほかモニタリングカー等を活用して緊急時モニタリングを実施。
- 30km圏外は、30km圏内の放射性プルームの流跡を把握するなどのほか、国及び電力事業者が中心となり、原子力規制庁のモニタリングポストや、走行サーベイ、航空機モニタリング等の機動的なモニタリング手法を用いて情報収集する。



3 本県での今後の対応

- 原子力災害対策指針等において、PAZ及びUPZの30km圏内について防護措置等を準備することが求められていることから、**まずはこの圏域でのモニタリング体制をはじめ、資機材の整備、避難体制の充実強化を図るとともに、防災訓練や広報啓発による住民への屋内退避や段階的避難について理解を求めていく。**

<万が一のUPZ外に影響が及ぶような災害の場合>

- 国の原子力災害対策本部の指示の下、原子力災害対策指針に基づき、UPZ内と同様の対応を基本とし、**状況に応じた臨機の対応で防護対策を講じていく。**
- **緊急時モニタリングについては、国や原子力事業者が主体的に実施し、関係機関で情報を共有する。**

(参考) 原子力発電所の新規制基準

- 福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、津波対策等の自然災害への備えのほか、過酷な事故に対する備え、テロリズムに対する備えなどがこれまでの基準に比べ、強化・新設された。
- 新規制基準では、想定される重大事故（シビアアクシデント）の発生時に放出される放射性物質（セシウム137）の放出量が100テラベクレル※を下回ることが要求されているところ、女川原子力発電所2号機の場合は、7日間で最大1.4テラベクレル（格納容器過圧破損防止対策を講じた場合）と評価されている。
※東京電力福島第一原子力発電所事故の約100分の1の値

